



新人看護職員の卒後臨床研修に関する要望書提出 施設ごとに専従研修責任者の配置を求める

社団法人日本看護協会（会長・久常節子、会員61万人）は7月31日、厚生労働省の阿曾沼慎司医政局長に、新人看護職員の卒後臨床研修に関する要望書を提出しました。（全文は次頁以下参照）。

医療の高度化、健康問題の多様化・複雑化に伴い、医療従事者の資質向上は急務となっています。特に、新人看護職員については、臨床実践能力の未熟さから医療事故への不安を常に抱えており、医療安全上の課題であることはもちろん、早期離職の一因であることも指摘されています。



阿曾沼医政局長に要望内容を説明する久常会長

看護の質の向上や安心・安全な医療の確保、早期離職防止の観点から、新人看護職員の卒後臨床研修は不可欠です。このような状況を背景に「保健師助産師看護師法及び看護師等の人材確保の促進に関する法律」の改正で卒後臨床研修が、看護職本人、病院等の開設者ともに努力義務として規定され、さらに、国の責務も明記されました。

本会では、卒後臨床研修を実効力のあるものとし、患者の安全を確保しつつ着実に整備していくために、下記の事項を強く要望いたします。

報道関係の皆さまにおかれましては、本会の趣旨にご理解をいただき、さまざまな機会にご紹介いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

< 要望事項 >

1. 施設内の研修指導体制の整備

施設毎に専従の研修責任者を配置するとともに、新人看護職員の配属部署毎に研修担当者を配置すること

2. 新人看護職員の研修環境の整備

代替え看護職員の配置等により研修時間を保障するとともに、研修機器・教材の整備を行うこと

3. 研修の質向上のための支援方策の推進

都道府県等における研修実施や助言指導等の支援方策の実施や、複数の施設の連携による研修の推進を図ること

